(iii) (i)又は(ii)に掲げる損害から生ずる経済的損失。ただし、(i)又は(ii)に掲げる損害に関して請求権を有する者が受けたものについては、(i)又は(ii)に掲げる損害に含まれないものに限る。

(iv) 環境の悪化（重大でないものを除く。）に対する回復措置の費用。ただし、実際にとられた措置又はとられる措置の費用であって、(ii)に掲げる損害に含まれないものに限る。

(v) 環境の利用又は享受に係る経済的利益から生ずる収入の喪失であって、その環境の重大な悪化の結果として生ずるもの。ただし、(ii)に掲げる損害に含まれないものに限る。

(vi) 防止措置の費用及び防止措置により生ずる損害

(vii) その他経済的損失。ただし、環境の悪化によるものを除き、権限のある裁判所が属する国の民事責任に関する一般法により認められるものに限る。

(g) 「回復措置」とは、措置がとられる国の権限のある当局により承認された合理的な措置であって、損害を受け、若しくは破壊された環境の構成要素を回復し、若しくは修復すること又は合理的な場合には当該構成要素に相当するものを環境に導入することを目的とするものをいう。当該合理的な措置をとることができる者については、損害が生じた国の法令により定める。

(h) 「防止措置」とは、(f)(i)から(v)まで又は(vii)に掲げる損害を防止し、又は最小限にするため、原子力事故が生じた後にいずれかの者によりとられる合理的な措置をいう。ただし、当該合理的な措置がとられる国の法令により必要とされる権限のある当局の承認を条件とする。

(i) 「原子力事故」とは、一の出来事又は同一の原因による一連の出来事であって、原子力損害を生じさせるもの又は防止措置のみに関しては原子力損害をもたらす重大かつ急迫の脅威を生じさせるものをいう。

(j) 「原子力設備容量」とは、各締約国について、第四条2に規定する計算式により得られる単位数の合計をいい、「熱出力」とは、権限のある国内当局により認可された最大熱出力をいう。

(k) 「権限のある裁判所が属する国の法令」とは、この条約に従い管轄権を有する裁判所が属する国の法令（法の抵触に関する規則を含む。）をいう。

(l) 「合理的な措置」とは、権限のある裁判所が属する国の法令の下で、次に掲げる事情その他の全ての事情について考慮した場合において、適切かつ相応と認められる措置をいう。

(i) 生じた損害の性質及び程度。防止措置の場合には、損害の危険性の性質及び程度

(ii) 措置がとられる時点において予想される当該措置の有効性の程度

(iii) 関連する科学的及び技術的な知見

第二条　目的及び適用

1　この条約は、次に掲げる国内法令により設けられる賠償又は補償の制度を補完することを目的とする。

(a) 前条(a)及び(b)に定義する条約のいずれかを実施する国内法令

(b) この条約の附属書の規定に適合する国内法令

2　この条約の制度は、締約国の領域内に所在し、かつ、平和的目的のために使用される原子力施設の事業者が前条に定義する条約のいずれか又は1(b)に規定する国内法令の下で責任を負う原子力損害に適用する。

3　1(b)に規定する附属書は、この条約の不可分の一部を成す。

第二章　賠償又は補償

第三条　約束

1　一の原子力事故当たりの原子力損害に関する賠償又は補償は、次に掲げる措置により確保される。

(a) (i) 施設国は、三億ＳＤＲ若しくはこれよりも高い特定の金額であって原子力事故に先立ついずれかの時点において寄託者に明示するもの又は(ii)の規定に基づき暫定的に設定する金額を利用可能とすることを確保する。

(ii) 締約国は、この条約が署名のために開放された日から最長十年の間については、その期間内に生ずる原子力事故に関し、一億五千万ＳＤＲ以上の金額を暫定的に設定することができる。

(b) (a)の規定に従って利用可能とされる金額に加え、締約国は、次条に規定する計算式に従って算定される公的資金の金額を利用可能とする。

2　(a) 1(a)の規定に基づく原子力損害の賠償又は補償は、国籍、住所又は居所による差別なく、かつ、公平に分配される。ただし、施設国の法令において、原子力に関する責任に係る他の条約に基づく当該施設国の義務に従うことを条件として、非締約国において生じた原子力損害を対象から除外することができる。

(b) 1(b)の規定に基づく原子力損害の補償は、第五条及び第十一条1(b)の規定に従うことを条件として、国籍、住所又は居所による差別なく、かつ、公平に分配される。

3　賠償又は補償が行われる原子力損害について、1(b)に規定する資金の総額が必要でない場合には、拠出金は、これに応じて減額される。

4　原子力損害の賠償又は補償の請求の訴えにおいて裁判所が裁定する利息及び費用は、1(a)及び(b)の規定に従って提供される金額に加えて、責任を負う事業者、当該事業者の原子力施設が自国の領域内に所在する締約国及びその他の締約国が1(a)及び(b)の規定に従って支払う実際の拠出金の金額にそれぞれ比例して、それらにより共同で支払われる。

第四条　拠出金の計算

1　締約国が前条1(b)に規定する公的資金を利用可能とするための拠出金の計算式については、次のとおりとする。

(a) (i) 自国の原子力設備容量に原子力設備容量一単位当たり三百ＳＤＲを乗じて得られる金額

(ii) 原子力事故が生じた年の前年に決定された自国の国際連合の分担率と全ての締約国の当該分担率の合計との比率を(i)の規定に従って全ての締約国について計算して得られる金額の合計の十パーセントに相当する金額に乗じて算定される金額

(b) (c)の規定が適用される場合を除くほか、各締約国の拠出金は、(a)(i)及び(ii)に規定する金額の合計とする。ただし、国際連合の最低限度の分担率が適用される国であって、原子炉を保有していないものは、拠出することを要求されない。

(c) 施設国以外の締約国に対して(b)の規定に従って請求され得る一の原子力事故当たりの拠出金の最高額は、(b)の規定に従って算定される全ての締約国の拠出金の合計に当該締約国に係る特定の百分率を乗じた金額を超えないものとする。個々の締約国に係る当該特定の百分率は、百分率で表示される当該締約国の国際連合の分担率に百分の八を加えたものとする。事故が生じた時点におけるこの条約の締約国の原子力設備容量の合計が六十二万五千単位以上である場合には、当該特定の百分率は、百分の一増加する。当該特定の百分率は、原子力設備容量の合計が六十二万五千単位を超えて七万五千単位増加するごとに追加的に百分の一増加する。

2　1に規定する計算式においては、締約国の領域内に所在する原子炉について熱出力一メガワットを一単位とするものとし、第八条の規定に従って作成され、及び更新される一覧表に原子力事故の日に記載されている原子炉の熱出力に基づいて算定するものとする。

3　拠出金の算定に当たっては、原子炉は、核燃料要素が最初に当該原子炉に装荷された日から考慮の対象とする。原子炉は、全ての燃料要素が当該原子炉の炉心から永久に除去され、かつ、承認された手続に従って安全に貯蔵された時に当該算定から除外する。

第五条　地理的な適用範囲

1　第三条1(b)に規定する資金は、締約国の裁判所が第十三条の規定に従って管轄権を有することを条件として、次に掲げる原子力損害に使用する。

(a) 締約国の領域内において生ずる原子力損害

(b) (a) 締約国の領海を越える海域又はその上空において生ずる原子力損害（この条約の締約国でない国の領海又はその上空で生ずる損害を除く。）であって、次に掲げるもの

(i) 締約国を旗国とする船舶内において生じ、若しくは当該船舶が受ける原子力損害、締約国の領域で登録された航空機内において生じ、若しくは当該航空機が受ける原子力損害又は締約国の管轄の下にある人工島、施設若しくは構築物において生じ、若しくはこれらが受ける原子力損害

(ii) 締約国の国民が受ける原子力損害

(c) 締約国の排他的経済水域若しくはその上空又は締約国の大陸棚において、当該排他的経済水域又は当該大陸棚の天然資源の開発又は探査に関連して生ずる原子力損害